行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20230905	有限会社倉橋交通（法人番号7240002036086）代表者宇和村泰典	広島県呉市倉橋町1210番地の6	本店	広島県呉市倉橋町1210-6	文書警告	道路運送法27条第3項	令和5年8月24日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」第7条の2第1項)、(2)乗務等の記録の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)	0	0
20230928	仁科 道夫	岡山県笠岡市大井南74-6	今井営業所	岡山県笠岡市今立19-5	文書警告	道路運送法27条第3項	令和5年7月14日及び同年9月20日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」第7条の2第1項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反（運輸規則第21条第5項）、(3)点呼の記録事項義務違反（運輸規則第24条第5項）、(4)乗務等の記録の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)、(5)運行指示書の記載事項義務違反（運輸規則第28条の2第1項）、(6)乗務員台帳の作成義務違反（運輸規則第37条第1項）	0	0